

# 動物愛護管理の基本方針に関する 検討結果報告書

令和5年7月20日

松本市動物愛護管理推進懇談会

人口減少と加速化する少子化と高齢化に伴う社会構造の変化とともに、コロナ禍を経て、私たちのライフスタイルはより多様化しています。

そうした中で、動物に対する価値観も多様化しており、犬や猫などのペットは家族の一員と考える飼い主も多くいます。新たにペットを飼い始める人がいる一方で、ペットを手放す相談や飼育放棄の件数が増加しており、動物を取り巻く環境は大きく変化しています。

行政には、これまで以上に社会の変化を的確に捉えた住民サービスの提供が求められています。

松本市は、令和3年4月に中核市に移行し、保健所を開設しました。県から移譲された動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」）及び狂犬病予防法に基づく事務権限を最大限に生かしながら、市の特色と強みを発揮した施策を進めていく必要があります。

この度、松本市が、動物の愛護管理に関する基本方針を策定するに当たり、当懇談会において3回にわたり協議を行い、今後の松本市に必要な施策に関する議論を深めてまいりました。基本方針に盛り込むべき理念、考え方、取組方針等について検討した結果を、下記のとおり取りまとめましたので、ここに報告するものです。

## 記

### 1 施策の実施にあたって ~人と動物の関わり~

#### 私たち人間が生活を送る上で、動物は欠かせない存在

- ・犬や猫等のペットは人の精神的な支えとなり、牛や豚等の家畜は人の食料として、研究施設のマウスやラット等は医薬品の開発に役立てられ、動物園や水族館では生きものの生態を学んでいる。日常生活で欠かせない存在であることを前提の上で施策を検討すべきである。

#### アニマルウェルフェア（動物福祉）の重要性

- ・近年では、アニマルウェルフェアの考え方が世界的に普及しており、動物の身体と気持ちの両面でストレスが少ない、動物の習性や能力に応じた飼い方が求められている。この部分は施策全体を通じて考慮すべき観点である。

#### 地域住民の生活に密接に関わる伴侶動物

- ・伴侶動物と呼ばれる犬や猫等のペットは、人々に最も身近な存在であり、癒しや喜びを与えてくれる一方で、動物に対する価値観の違いや、不適切な飼育等に起因する多くの問題が発生している。多岐にわたる様々な課題に、社会的背景を踏まえて対応していく必要がある。

## 2 基本理念

すべての市民が、「動物は命あるもの」であることを認識することが大切

- ・市民一人ひとりが、動物の命と尊厳を守っていくことで、人と動物が共生できる社会の実現に繋がる。
- ・令和3年に発生した動物繁殖業者による動物虐待事件を踏まえ、市として虐待は許さないという意思表示をするべきである。

すべての動物の飼い主は、「動物を飼うこと責任」を果たすことが必要

- ・飼い主一人ひとりが、動物それぞれの習性や能力等に応じた飼い方をすることで、地域住民の安全や生活環境の保持に繋がる。
- ・飼い主は、動物の健康を守りながら最後まで責任を持って飼うとともに、犬が人に噛み付く事故（咬傷事故）や、犬や猫の糞尿・鳴き声等により人の命や生活環境に害を与えることがないように努めることが必要である。

## 3 基本的な考え方

松本市の特色を生かして施策を進めること

- ・松本市には、長年にわたり積極的に取り組まれてきた、地区や町会等による地域づくり活動や、動物愛護団体や動物ボランティア等による動物愛護活動がある。そうした資源や蓄積された実績を生かしながら取り組むこと。
- ・施策の推進に当たっては、地区や町会の協力が欠かせないことから、地域づくりセンターと連携して取り組むとともに、獣医師会や学校等、動物関係機関が市内に多く存在する強みを活用していくことも重要である。
- ・また、基礎自治体が保健所を持つ強みを発揮し、市民に身近な保健所として、丁寧な市民サービスの提供や関係部署との連携による業務の円滑な遂行に努めること。

関係機関や団体との連携・協働により施策に取り組むこと

- ・動物愛護管理の取組みは、愛護精神の普及啓発、正しい飼い方の周知啓発、地域住民の生活環境被害への対応、災害への対策等、多岐にわたる幅広い分野に関係することから、民間、行政問わず、様々な機関や団体とこれまで以上に連携を図り、協働により取り組むこと。

県の条例と計画に沿って施策を進めること

- ・これまでの事業の継続性が重要であることから、引き続き、県の条例及び計画に基づいて取組みを進めること。

## 4 取組方針

今後、松本市が重点的に取り組むべき施策について、6つの取組みを挙げて検討しました。統計の数値はすべて令和4年度実績

### 普及啓発活動

#### < 現状と課題 >

- ・ 狂犬病予防注射実施率 83.1%  
狂犬病をはじめとする動物から人に感染する病気（動物由来感染症）の正しい理解が必要
- ・ 犬や猫の苦情件数（糞尿処理、鳴き声、不適切な飼育等） 221件  
犬や猫の相談件数（行方不明になった、飼育できない等） 439件  
犬や猫の通報件数（徘徊又は負傷している動物がいる） 116件  
動物の正しい飼い方の周知のため、ホームページ、広報まつもと、啓発チラシ、看板等により情報を発信しているが、より効果的な普及啓発の取組みが必要
- ・ 普及啓発活動を担う動物愛護団体や動物ボランティア等の動物関係者との連携体制の構築が必要

#### < 取組みへの提言 >

動物の習性や能力に応じた正しい飼い方や、動物由来感染症等の正しい理解の普及啓発に努めること。

対象者に応じた情報発信の方法及び内容を工夫するとともに、紙媒体に加え、デジタル媒体を積極的に活用すること。

動物関係者との意見交換の場を設け、これまで以上に情報共有を図りながら認識を合わせて普及啓発を行うこと。

地域に居住している動物ボランティアや動物関連の有資格者の活用と育成を進めていくこと。

#### < 具体的な取組提案 >

- ・ SNSの活用や動画の配信等による普及啓発の強化
- ・ 動物関係者との意見交換及び情報共有
- ・ 人材活用の仕組みづくり、研修等による動物ボランティアの育成

### 猫問題への対策

#### < 現状と課題 >

- ・ 飼い猫、飼い主のいない猫に問わず、屋外の猫の糞尿や徘徊等による地域住民の生活環境への被害件数が多発しており、猫の飼い主、飼い主のいない猫の双方への対策が必要
- ・ 飼い主のいない猫に無責任にえさを与えてしまう住民への対応

- ・地域猫管理活動支援事業補助金における地域猫の不妊去勢手術頭数  
メス69頭、オス89頭、計158頭

#### < 取組みへの提言 >

飼い猫については、屋内飼育や不妊措置、所有者明示等、猫の習性や特徴を踏まえた正しい飼い方を周知すること。

飼い主のいない猫に無責任にえさを与えることの影響を周知啓発し、責任ある関わり方の理解を求めていくこと。

動物の愛護と生活環境の保持のため、飼い主のいない猫の減少を目指して、地域猫活動の更なる推進を図ること。

#### < 具体的な取組提案 >

- ・猫の飼い主への正しい飼い方の周知の強化、猫の飼い方相談への対応
- ・飼い主のいない猫に対する責任ある関わり方の周知及び理解の促進
- ・地域猫活動の推進と、地域猫の不妊措置の促進に向けた補助金の交付

### 多頭飼育問題への対策

#### < 現状と課題 >

- ・問題の早期の探知と迅速な対応に取り組むが、問題の解決に当たっては、人の生活支援を担う社会福祉協議会や地域包括支援センター等の福祉関係者、地域の生活環境を知る町会や民生委員等の地域関係者との協力が必要
- ・問題への対応には動物ボランティアの支援を要するが、一度に多くの動物を引き取るボランティアの負担が大きい。

#### < 取組みへの提言 >

飼い主の経済的困窮や社会的孤立等の背景を踏まえ、福祉関係や地域関係等の多分野の関係者との連携・協働により取り組むこと。

動物ボランティアと保健所が、互いの強みを発揮して、問題の早期の探知、迅速な対応、再発の防止に努めること。

問題の解決に向けたペットの引取り等の対応では、飼い主の精神面への影響に配慮しながら進めること。

#### < 具体的な取組提案 >

- ・福祉関係者との対応方法の検討及び共有
- ・地域関係者からの情報提供の仕組みづくり
- ・動物ボランティアとの日頃からの情報共有と、負担軽減に向けた検討

## 災害対策

### < 現状と課題 >

- ・ 災害対策パンフレットの配布やホームページ等で、ペットの飼い主に向けて日頃の備えの大切さを周知しているが、災害への備えに対する意識が浸透していない。
- ・ 災害発生時には、ペットを連れた被災者が避難所に避難することが想定されるが、地区や町会が運営する指定避難所においてペットの受入体制が十分でない。
- ・ 災害時には、ペットが飼い主から離れてしまう放浪ペットが発生することが想定されるため、緊急的に預かるシェルター機能の検討が必要

### < 取組みへの提言 >

飼い主がペットと一緒に災害を乗り越えられるよう、日頃の備えや災害発生時の対応等、飼い主の自助の力を高める啓発に取り組むこと。  
地区や町会による指定避難所のペットの受入体制づくりや、動物ボランティアによる被災ペットへの支援等に協力していくこと。  
災害時において放浪ペットによる地域住民への被害を防ぐため、放浪ペットの救護体制とシェルター機能の整備を検討すること。

### < 具体的な取組提案 >

- ・ 防災意識が高まる機会を捉えた、日頃の備えに向けた周知啓発
- ・ 地区や町会への助言やスターターキットの紹介等、指定避難所のペットの受入体制づくりへの支援
- ・ 放浪ペットの救護体制とシェルター機能の検討

## 動物取扱業者への対応

### < 現状と課題 >

- ・ 第一種動物取扱業 事業所数 81、登録件数 106件  
第二種動物取扱業 事業所数 8、届出件数 12件
- ・ 事業者への監視指導に当たっては、形式的で画一的な監視指導にならないよう注意が必要
- ・ 動物の適正な管理に向けて、これまで以上に事業者との情報共有を図っていくことが必要

### < 取組みへの提言 >

取り扱う動物の種類や頭数、施設の規模や従業員数等、事業所の特徴を踏まえた上で、厳正かつ的確な監視指導を行うこと。  
事業者が動物を適正に管理できるよう、事業者からの相談に丁寧に対応するとともに、更なる情報共有を図っていくこと。

事業所の利用者や従業員、関係者等による、保健所への通報や情報提供に対して、迅速な事実確認や状況把握等の対応に努めること。

< 具体的な取組提案 >

- ・法令及び要領に基づく事業者への監視指導の実施
- ・事業者からの相談への対応、講習会等を通じた情報提供
- ・事業所の利用者や従業員、関係者からの通報や情報提供への対応

市の取組体制の構築

< 現状と課題 >

- ・職員数 6人 正規職員：4人（獣医師3人、事務職1人）  
会計年度任用職員：2人（事務職2人）
- ・動物収容施設 38㎡ 犬舎：22㎡（収容可能頭数 成犬6頭）  
猫舎：16㎡（収容可能頭数 成猫3頭）
- ・適正な職員数と動物愛護管理センター機能の検討が必要

< 取組みへの提言 >

中長期的な視点を持ち、専門職の配置や適正な職員数の配置を検討するとともに、担当職員の資質向上に努めること。

動物愛護管理の拠点として、時代の変化を踏まえながら、動物愛護管理センター機能のあり方を検討していくこと。

< 具体的な取組提案 >

- ・愛玩動物看護師等の専門職の採用に向けた検討
- ・適正な職員数の配置の検討
- ・担当職員の専門研修への参加
- ・動物愛護管理センター機能のあり方の検討

松本市動物愛護管理推進懇談会

委員長	打越綾子
委員	北村理恵子
委員	国本和哉
委員	竹田謙一
委員	東條博之
委員	等々力茂義
委員	福澤美雪
委員	降籟弘雄